

事業者排出量削減計画書 **新規**・変更

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都府綾部市城山町7番1				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	三ツ星ベルト技研株式会社 綾部生産システム開発センター 代表取締役 羽村 健				
事業者の主たる業種	ゴムベルト製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月				
基本方針	エネルギー消費効率改善、ユーティリティ設備及び空調設備の運転効率向上、ISO14001環境マネジメントシステムの推進により、エネルギー原単位で3%以上の削減を目指す。				
推進体制	センター長をトップとして環境委員会を運営し、排出量削減計画に沿い、毎月の管理を充実する。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001 環境マネジメントシステム			
	適用範囲	センター全て			
	取得年月日	2002年1月19日			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	平成20~22年度	工場製造部門	省エネ法中長期計画書のエネルギー使用合理化計画に沿った省エネ活動の実践。【目標：原単位で年間1%以上低減】		
	平成20~21年度	ボイラー設備	給水をブロー水及びドレンの排熱と熱交換し、給水温度を上昇させる事でボイラー燃焼効率を向上する。【目標：原単位で年間1%以上低減】		
	平成21~22年度	空調設備	夏季の空調負荷低減を主とした省エネ活動（屋上スプリンクラー設置、室外機ファンに水を噴霧、等）【目標：原単位で年間1%以上低減】		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成20）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （平成22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	12,041 t	10,857 t	-9.8 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 12,041 t	*2 10,857 t	-9.8 %	
	目標設定の考え方	電力量については、生産設備の増設等で5%程度の増加が見込まれるが、重油量使用量については、ボイラー燃焼効率向上改善等により20%削減を目標とし、全体で9.8%削減を目標とする。			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	工場	二酸化炭素換算 材料使用量（t）	6.45 t/t	6.25 t/t	-3.1 %
		二酸化炭素換算			%
		二酸化炭素換算			%
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位は、材料使用量(t)を指標としての算出値が一番安定する。計画数値設定としては、省エネ法の年間1%以上低減を基とする。				
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）	t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t
削減量等合計			*3 t		
差引排出量 （排出合計-削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
		1 12,041 t	()2-(*)3 10857 t	-9.8 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・ライトダウンキャンペーンへの協力				
特記事項					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。